

特定地域づくり事業協同組合の設立に向けて

☎ 農林水産課／山口 ☎35-1245

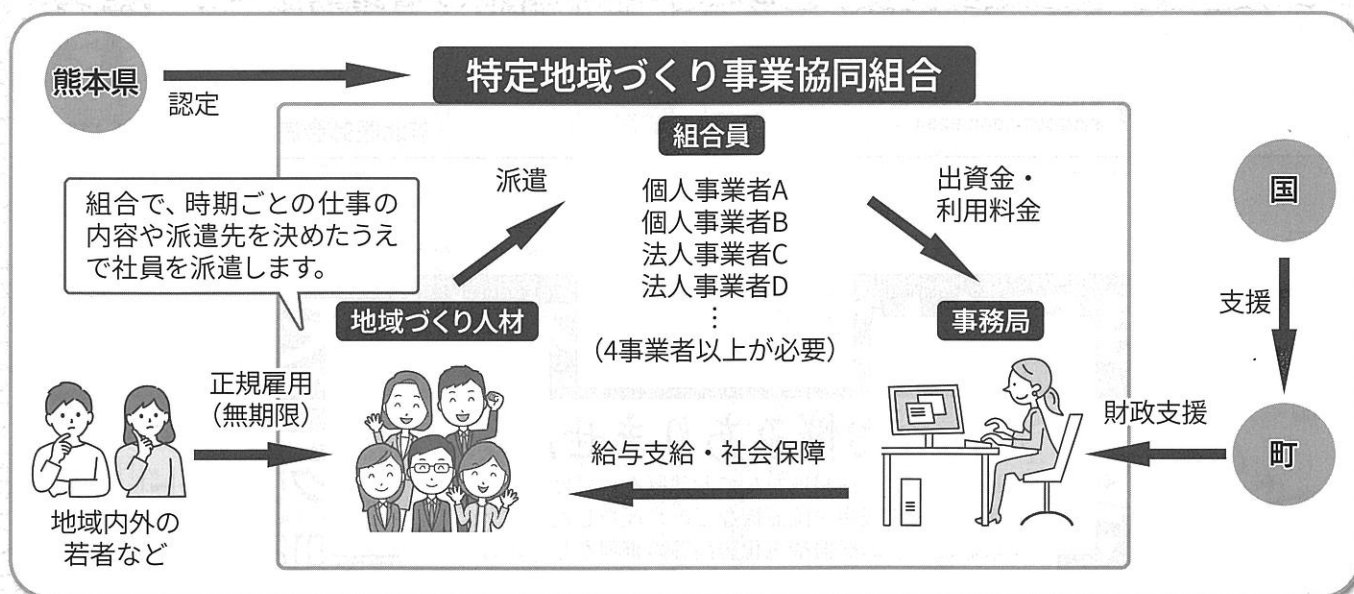
過疎地域などの人口の急激な減少に直面している地域では、地域の担い手となる人材の確保に向けて、「特定地域づくり事業協同組合制度」を活用することができます。

町では、この制度を活用し、同組合の設立に向けて、本年度から準備を進めています。

特定地域づくり事業協同組合とは

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域の事業者が協同組合を設立し、組合が雇用した職員（地域づくり人材）を組合員（個人事業者など）へ派遣する制度です。

特定地域づくり事業協同組合は、組合員の事業を対象に労働者派遣事業を厚生労働大臣の許可ではなく届け出で実施できるようになります。



特定地域づくり事業協同組合への財政支援

特定地域づくり事業協同組合の運営費には、次のような財政支援があります。（業種によっては制度上の制限がある場合があります。）

支出	消費税	①派遣職員人件費	②事務局運営費
		対象経費の1/2以内で支援	
収入	消費税	料金収入	国交付金 町負担金

対象経費

- ①派遣職員人件費（上限400万円／年・人）
- ②事務局運営費（上限600万円／年）

※上記対象経費の1/2の範囲内で公費支援が行われます。（国1/2、町1/2）